

第48回 北九州市福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時：令和2年2月6日（木）10：30～11：20

場 所：北九州市立福祉会館3階 31・32会議室

出席者：構成員8名（敬称略）

会長：岡田（西南女学院大学）、副会長：貞包（北九州タクシー協会）、塚本（北九州市都市交通政策課）、古賀（北九州市障害福祉団体連絡協議会）、是久（（代理）福岡運輸支局）、安武（自交総連福岡地方連合会）、児玉（西鉄バス北九州株）、平井（地域福祉推進課）

（事務局）森永、齋藤（北九州市地域福祉推進課）

前回会議での確認事項

構成員から、上半期報告における、1台当たりの輸送距離、時間などの算式が統一されていないのではないかというご指摘があった。これについては、一つの実施団体に計算誤りがあったため、今後気を付けるよう依頼した。

また、運転者研修の状況について知りたい、どのような方が運転者研修を受け、その後、どのようにボランティア活動に携わっているかという趣旨の質問があった。

現在、運転協力者研修実施者は北九州市で、委託により北九州市社会福祉協議会に開催をお願いしている。年3回の実施で直近は2月8日（土）に福祉車両型、2月9日（日）にセダン型の実施を予定している。実施に当たっては20人を定員としている。研修実施に当たり北九州市社会福祉協議会から各実施団体の連絡先程度の紹介は行っている。研修申込者は連合傘下の労働組合からの参加と、市職員OB、現職の市職員（主に消防）がいると聞いている。連合傘下の方については有償ボランティアには従事しないという方針があるとのこと。市職員も対価を得て従事というわけにもいかず、受講後は事実上、シルバーひまわりサービスへ従事ということになっているようだ。

議題1 福祉有償運送実施団体の変更に関する協議・報告事項について

事務局から、福祉有償運送実施団体（6団体）の変更に関する協議・報告事項について説明を行い、構成員の意見及び承認を得た。

【質疑応答】

（会長）事務局からの説明について、ご意見、ご質問はないか。

（構成員）車の確保が大変だと言っていた団体があった。連合から市への寄贈の車について、北九州市社会福祉協議会へ渡るということだが、車の確保は各団体苦

劣されていると聞いているが、状況を事務局で把握しているか。

(事務局) 連合さんから市へ寄贈を受けた車両は、北九州市社会福祉協議会へ貸与し、シルバーひまわりサービスを実施している。他の団体についても、1~2台団体保有車があり、大体が日本財団や24時間テレビのチャリティーでいただいたものと聞いている。その中で、日本財団のものは自己負担が必要であったり、なかなか順番が回ってこないとも聞く。車両の使用期間が長くなり、中には、エンジンを載せ替えて、長く使用している団体もあると聞く。

しかしながら、輸送人員が伸びている団体は、運転者の持ち込みの車が多い。自己保有車が多くなってくると、維持費がかかってくる。どれが最適なのかなかなか難しい。また、持ち込みの車が多い場合、セダン型が多くなりがちになるので、広くニーズを満たすことはできないことも事実である。

(構成員) 連合さんから市へ寄贈を受ける際、連合さん側の条件として、北九州市社会福祉協議会へ渡すように指定してくるのか。もしくは、市側の段階で、北九州市社会福祉協議会へ渡すと決めているのか伺いたい。

(事務局) 詳細な事情は担当外のため不明だが、もともとシルバーひまわりサービスは、連合、北九州市社会福祉協議会及び市の三者で始まった事業と聞いている。

「北九州市社会福祉協議会に優先使用させる」という決め事は市の内部では無いと思われるが、それまでの経緯や事業を始めるにあたって、基本認識が三者間でそのようになっている。

(構成員) 団体によっては、非常に困っている団体もあると聞いたので、市として連合と話をするなどして融通を利かせることが出来ないか。一時期、市が廃車する車を譲り受けることは出来ないかとの話もあったが、それはできないとのことで、困っているようだ。

(事務局) 現在は、不要物品を廃棄する際も入札をして処分するということがあり、特定の団体へ譲渡するのはハードルが高いということもある。

(会長) 他に何かないか。「福祉有償運送実施団体の変更に関する協議・報告事項」について了承いただけるか。

(了承)

議題 2 福祉有償運送実施団体の実地調査結果について

事務局から、福祉有償運送実施団体（9団体）の令和元年度福祉有償運送実施団体の実地調査結果報告を行い、構成員の意見及び承認を得た。

10月8日から10月17日にかけて事務局が9団体を訪問し別紙項目について調査を行った。

実地調査は、「北九州市福祉有償運送運営協議会設置要綱 北九州市福祉有償運送運営協議会での協議成立後の手続き等について」（平成19年1月24日決定）において福祉有償運送団体登録後のチェック体制について、事業年度中1回以上の現地調査を実施し、その結果を運営協議会に報告することが義務付けられている。

必要な運行記録、日常点検簿、利用者名簿、運転者名簿、車両管理簿等は各団体備え付け、適正に記帳されていた。

各団体からの聞き取りの中で、次の課題がきかれた。

ひとつは、運転協力者の確保に苦慮していること。団体の会報や、ボランティア・市民活動センターでのチラシ設置など告知を行っているが、あまりボランティアの確保には結びついていない印象である。

運営団体では、運転者が確保できない中、運転者の高齢化が進んでおり、安全面で不安を抱える一方で、高齢運転者に頼らざるをえない状況がある。

ボランティアをすることが運転者自体の生きがいづくりの一助になっている状況もあり、各団体とも年齢制限を設けたいが、設けられないとの認識もある。一方で、75歳になって、徐々に運行回数を減らしながら自主的に引退する方や、北九州市社会福祉協議会のシルバーひまわりサービスでは、運転をしない同乗ボランティアに移行する方もいるとのこと。

利用者（利用希望）については、包括支援センターやケアマネジャーからの問い合わせ、病院からの紹介が増えている。

透析患者の利用も増加傾向にあると数団体より話をきいている。

まとめ

事務局としては、安全や適正な運行管理を担保しつつ、運営団体からの相談には応じ、適切な支援、助言をしていきたいと考えている。

【質疑応答】

（会長）事務局からの報告について、ご意見があればお願いしたい。

（構成員）陽気さんの報告の中で「精神障害の方は介護タクシーでは受けられない」となっているがどうなのか。

（事務局）補足として、「介護タクシー」の用語が何を指しているのか、タクシー事業者が福祉車両で行ういわゆる福祉タクシーのことなのか、介護事業所が行う介護サービスと組み合わせて行う対価を伴わない輸送のことなのか、なにを指しているか不明であったが、陽気さんとの会話の中では「介護タクシーから断られる人も私は受けている」という趣旨の発言であった。

例えば、シルバーひまわりサービスだと、乗る時に行き先等のコミュニケーションがとりづらい方の対応には苦慮していたり、場合によってはお断りする事例もあったと聞いている。

実際の運送事業となると、お客様とコミュニケーションをとりづらいというのは、なかなか苦慮するところなのか。

（構成員）おそらく介護タクシー及び福祉タクシーに厳密な定義はないと思われる。呼び方は様々。介護保険を適用する輸送のことを介護タクシーと言ったりする場合もある。介護保険制度が始まる以前はいわゆる「福祉タクシー」と言っていた。ストレッチャーなどがある車で輸送するものも含まれており、介護保険が始まる前もよくやっていた。それを福祉タクシーと呼んでいた。その流れがあって、介護保険制度が始まってから、介護保険の通院等乗降介助を

適用するものを「介護タクシー」と呼んだりしている。また、タクシー会社ではなく、個人でやっている「(患者) 限定事業」というものもある。これを「介護タクシー」と呼ぶこともあり、はっきりした定義は難しい。

(構成員) にこりさんは、普通のタクシーを利用できる方は断っているとあるが。

(事務局) にこりさんは、医療的ケア児に特化したものであり、移送支援についてノウハウが異なる。

(構成員) 運転協力者の健康管理についてだが、簡単な管理をしている事業所が多い印象を受ける。タクシー運転手は厳しい健康管理を行っているが、ボランティアとはいえ人の命を乗せているので、厳しい健康管理が必要と考えるが、可能か。

(事務局) 団体によっては、運転者と団体が雇用関係にある場合もあるが、多くの団体は、運転者と団体に雇用関係はなく、ボランティアという形で従事しており、義務として健康診断等をどこまで課すことができるのか。運輸支局の見解をお聞きしたい。

(構成員) ここは、緑ナンバーと白ナンバーの違い。緑ナンバーであれば、明確に健康診断や点呼の基準は全て決まっており、そこは守らないといけない。白ナンバーであり、ボランティアという前提があるので、そこは努力義務と考える。運行管理を行わないといけないが、そこまで厳しい決まりはない。

(事務局) 引き続き、実地調査等の機会を捉えて、お願いしていきたい。

(構成員) 利用者の方は、タクシーの乗務員がどれだけ厳しい運行管理や健康チェックを受けているかを知らない方が多い。ボランティアの方が、この位の運行管理で運行しているという所の違いを見ると、利用者は心配になるのではないかと。きちんと管理されているドライバーに送迎してもらいたい。いくらボランティアといっても、このやり方ではまずいと思う。

(構成員) ボランティアを支援している団体の立場からも、ボランティアも守ってあげないといけないという観点から、危険がある可能性の事については、ちゃんとクリアしておかないといけないとすべきではないかと思う。具体的に何をプラスすればいいのか。

ボランティア自身も、自分の人生が変わるかもしれないから、自分たちがここまでしようという意識をしていくべきなので、もう少し厳しくしてもいいのではないかと思う。具体的なこと、もう少しこうしたらいいよとかを、教えていただければ。

(構成員) 健康管理もそうだが、健康管理問題は難しい面もある。同様に感じたのは、特に高齢者ドライバーへの講習。これだけ問題にされている中で、あまりにゆるいなと感じた。義務化とまではいかないが、一年に一回は実施するとか。

(構成員) 健康管理など、義務で強制的にできるものか、今のところ法律で強制的にやっってくださいとは言えない状況ではあるが、ご意見はごもっともなので、団体と話をすることで、少しでも良い方向になるよう相談したい。

(構成員) 他都市や他の地域など、場所場所で、いろいろなやり方があるのか。

(事務局) 政令指定都市の中で、福祉有償運送実施団体との関与の仕方而言えば、本市

はかなり濃密な方である。実地調査に行く政令指定都市は少数派であり、毎年実地調査を行っているのは、本市くらい。実施団体からの運送実態を年2回書面で報告させている。福祉有償運送実施団体とどれだけ密接な関係を築けるかというところでは、北九州市は比較的やっている方で、一方、何かあるとコストの話が出てきて、健康診断の件も運転者登録の際や年1回の定期健診をどれだけ担保できるか、高齢運転者向けの講習なども市としてどういったことができるか、検討しないといけないが、どうしても財政的な面との両立を考えながらということになる。

(会長) 他に何かないか。「福祉有償運送実施団体の実地調査結果」について了承いただけるか。

(了承)

議題3 福祉有償運送実施団体の更新登録申請に関する協議について

事務局から、令和2年3月31日付けで更新登録が必要な5団体、特定非営利活動法人 陽気、特定非営利活動法人 好楽会、特定非営利活動法人 通院介護センター「さわやか」、特定非営利活動法人 北九州ひだまりの会、特定非営利活動法人 北九州あいの会及び令和2年4月5日付けで更新登録が必要な1団体、社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会について、団体から提出のあった更新申請に必要な書類の内容について説明を行い、構成員の意見及び承認をいただいた。

【質疑応答】

(会長) 事務局からの説明について、ご意見、ご質問はないか。

(会長) 団体の更新申請について了承いただけるか。

(了承)

(会長) 他に意見はないか。これで協議会を終了する。
次回運営協議会は6月開催予定。